

# 人権教育及び人権啓発推進第5次春日市実施計画（案）に対するパブリックコメント

## 1. パブリックコメント実施概要

対象者	春日市に在住、または通勤・通学する人
期間	令和6年2月1日（木）～令和6年2月14日（水）
公表場所	情報公開コーナー（市役所1階）、人権男女共同参画課（じよなさん）、春日市ウェブサイト
提出方法	郵便、FAX、Eメールのいずれかで送るか、直接窓口提出する
公表資料	人権教育及び人権啓発推進第5次春日市実施計画（案）
意見	6件

## 2. 意見

番号	ページ	(I～V)	大項目	中項目	小項目	取組み項目	意見内容	回答
1	13	II	2 個別課題と施策の方向性	(7)刑を終えて出所した人の人権			次のとおり修正をお願いしたい。 2 主な成果と課題 〔成果〕 「保護司と連携して」を「保護司会と連携して」に修正。 〔課題〕 「特に事業主への啓発促進が必要で、協力雇用主の拡充が必要です。」との一文の追加。 3 今計画の施策と方向性 「保護司と連携して」を「保護司会と連携して」に修正。	御意見を参考に、次のとおり内容を修正します。 2 主な成果と課題 〔成果〕 「保護司と連携して…」を「保護司会と連携して…」に修正。 〔課題〕 「社会における更生保護活動への理解促進が必要です。」を「協力雇用主の拡充など、社会における更生保護活動への理解促進が必要です。」に修正。 3 今計画の施策と方向性 「保護司と連携して」を「保護司会と連携して」に修正。
2	21	V	2 個別分野	(2)女性の人権			(2)女性の人権はあるのに「男性の人権」について扱われていないのは平等ではない。 あすばるの相談窓口（専門相談）にも、男性については、仕事と生き方についてを設けており、DVに関しては男性側の被害も考えられるため、これらの項目についての施策が春日市にも必要。男女共同参画の項目に男性も含むニュアンスで入れるのではなく、きちんと項目として男性の人権をいれるべきではないか。	国（法務省）は、人権について17の課題を掲げて、重点的に取り組んでいます。日本社会全体を見ると、いまだ男性が優位である現状の改善を優先することが大切であるとの認識に基づいて、女性の人権が課題として掲げられたものであり、本計画も、その方向性に沿って策定しています。 男性の人権についても、女性同様に尊重すべきであることは当然であり、国の取組みの方向性と男女共同参画意識の広がりを見ながら、今後の参考にいたします。
3	22	V	2 個別分野	(2)女性の人権	④男女共同参画社会のための労働環境の整備	家庭と仕事の両立が可能な労働環境の整備・充実	女性起業を支援するための講座実施はありがたい。ここに、幼い子どもを抱えた起業家の支援を入れていただきたい。例えば、無料の託児利用、ファミサポ連携など、幼い子供がいる起業家の働く自由サポートする内容が欲しい。理想は、児童館に併設されたワークスペースがあれば働きやすいと考えている。	本市では、起業を考えている女性を支援する講座「プチ起業塾」を実施しています。起業も含めた働く育児世代の保護者に対する様々な支援は、男女共同参画社会実現にとって大きなポイントです。 御意見を関係所管と共有し、様々な立場の保護者への支援の在り方を検討する上で、今後の施策の参考にいたします。
4	23	V	2 個別分野	(3)子どもの人権	①子どもの健全育成	不登校対策の実施	不登校対策について。不登校になることはいけないことなのだろうか、という点から、個を尊重する学びの実践、その子にあった学びの場を提供することこそ、学問の自由を奪わない事につながると思う。よって、不登校を悪として防止するばかりではなく、フリースクールの増設や支援などを、今の時代に合わせて入れるべきではないか。	不登校には、様々な要因や背景が存在します。本市としては、不登校の良し悪しということではなく、不登校の背景にある本人や家庭環境等の様々な困りごとに対して寄り添い、関係所管等と連携してその解決や社会的自立に向けた支援をしていくことを大切にしています。 子どもの育ちにとって、多くの選択肢があることは重要であり、頂いた御意見も参考にしながら、今後も子どもの健全育成に取り組んでいきます。
5	28	V	2 個別分野	(7)刑を終えて出所した人の人権	①社会参加の促進	生活基盤の構築支援	次のとおり修正をお願いしたい。 「くらしさぽーと「よりそい」と連携し、住居や…」を、「くらしさぽーと「よりそい」と連携し、高齢者や障がいのある人などの住居や…」に修正。	くらしさぽーと「よりそい」では、困りごとを抱えた人の相談を広く受け付けています。 近年、犯罪の背景に、高齢化のほか、何らかの障がいがあるケースも少なくないことが、明らかになってきています。御意見を念頭に置いて、今後も、相談者の年齢等に関わりなく、状況に応じて関係所管等とも連携して支援に取り組んでいきます。
6	28	V	2 個別分野	(7)刑を終えて出所した人の人権	②啓発の充実	理解のための啓発活動の実施	次のとおり修正をお願いしたい。 「保護司と連携し、…」を「保護司会と連携し、…」に修正。	御意見を参考に、次のとおり内容を修正します。 「保護司と連携し、…」を「保護司会と連携し、…」に修正。